
監査委員公表

監査委員公表第5号

令和7年10月1日付R07-21000-00463の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月16日

長崎県監査委員 下 田 芳 之
同 研 山 祐 実
同 松 本 洋 介
同 坂 本 浩

R07-01090-04654
令和 7 年 11 月 18 日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 研山 祐実 様
長崎県監査委員 松本 洋介 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

令和7年度普通会計定期監査結果(前期)に係る措置状況について(通知)

令和7年 10 月 1 日付 R07-21000-00463 にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 財務監査）に係る措置（様式2－1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
1	総務部	税務課	<p>自動車税に係る申告書及び報告書とりまとめ等に関する事務委託（委任）の予定額積算において、前年度契約と同額を9年間使用しており、実例価格等が反映されていない。</p> <p>また、精算時の確認が不十分である。</p>	<p>本契約は、契約相手の承諾を得たうえで、一定の事務処理業務を委託する事務委任契約であります。</p> <p>これまで、予定価格につきましては申告書の処理件数を基に積算し、前年度の実績件数に大きな変動がないことから、前年度同額を契約相手に提示し、承諾を得て契約を締結してまいりました。</p> <p>今後は、昨今の物価上昇等の社会的要因を十分に考慮したうえで、より妥当性のある予定価格の設定に努めてまいります。</p> <p>併せて、契約相手との間で委託内容および精算方法について改めて12月中に協議を行い、精算確認時には提出された精算報告書の内容を十分に精査したうえで、適切かつ公正な精算処理を実施してまいります。</p>
2	文化観光国際部	ながさきピース文化祭課	<p>令和5年度長崎県文化芸術活動ブラッショアップ事業補助金において、仕入れに係る消費税等相当額の確認が行われていないものがある。</p>	<p>補助事業終了後、補助事業者から翌年度に提出されるべき仕入れに係る消費税等相当額報告書を徴収しておらず、返還金が発生することの確認が遅れたものです。</p> <p>なお、既に事業者から報告書を徴収し、返還金は、11月中に全額納入済みです。</p> <p>今後は、年度を越えた確認事務の引継ぎを徹底とともに、前年度の補助事業が「仕入れに係る消費税等相当額報告書」を受領しているかを、年度途中に部内全体でチェックすることにより、再発防止に努めてまいります。</p>

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 財務監査）に係る措置（様式2－1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
3	水産部	漁業取締室	令和6年度漁業取締用航空機の借り上げにおいて、夜間飛行にかかる予定額の積算が過大となっている。	<p>予定価格の積算において、人件費の時間外手当に空港閉鎖後の時間帯を含めていたことの他、夜間割増積算について、過大となったものです。</p> <p>今年度契約は適正な積算内容に是正し、8月5日に契約しております。</p> <p>今後は、積算内容の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
4	土木部	都市政策課	老朽化により使用不能となった物品保管庫について、廃棄物処理法に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した物品保管庫の納入業者に無償で引き渡している。	<p>島原振興局において、物品保管庫を買替える際、既存の物品保管庫の廃棄を購入業者に依頼し、産業廃棄物処理業者と委託契約を行っていなかったものです。</p> <p>今後備品を処分する際は、不用決定時に処分方法の確認を行い、また地方機関が買替えを行う場合は予算令達時に確認のうえ、再発防止に努めてまいります。</p>
5	土木部	県北振興局 建設部 雪浦ダム管理事務所	カラーインクジェット複合機の処分について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、県が排出事業者として資格を有する業者に処分を依頼すべきところ、新しく購入した複合機の納入業者に引き渡している。	<p>処分する小型複合機については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律などに基づいて、認定事業者に処分を委託しマニフェストを貰って保管する必要があるとの認識が欠けており、新たに購入した小型複合機の納入業者に引き取らせ産業廃棄物として処分したことから指摘を受けたものであります。</p> <p>今後は所管する複合機等の小型電子機器には、処分時の注意喚起を促すシールを貼ることで再発防止に努め、適正な処分を行ってまいります。</p>

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 行政監査）に係る措置（様式2－3）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
1	福祉保健部	国保・健康増進課	国民健康保険事業費納付金等算定業務委託に係る見積執行通知書の作成において、浄書・校合・検印を行わないまま課長印が押印されている。	ご指摘を受けた公印の管理運用については、保管方法を見直し、施錠可能なキャビネットで保管することとしております。また、使用にあたっては公印取扱主任（不在の場合はその代理人）の承認を得た上で鍵を渡し、使用後には速やかに鍵を返却させる運用といたしました。今後、公印の運用については、未承認のまでの使用が無いよう、適正な管理に努めてまいります。
2	農林部	諫早湾干拓課	潮受堤防周辺サイクリングコース映像収録業務委託の仕様書において、著作権許諾に係る確認が不十分な地図を使用している。	著作権で保護された地図データを、著作権許諾に係る確認が不十分なまま委託業務の仕様書に使用していたことから指摘を受けたものであります。今後、業務委託等で地図データを使用する場合は、出典を明示した上、国土地理院の地図を使用し、再発防止に努めてまいります。
3	農林部	島原振興局 農林水産部 土地改良課 農林水産部 農村整備課 建設部 道路第一課 建設部 道路第二課 建設部 河港課	愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。	発注工事に関して、受注業者から提出された施工計画書等の地図が著作権許諾の確認不十分として指摘を受けたものであります。今回の指摘を踏まえ、直ちに本件の情報を各振興局へ共有し、農村整備課長及び森林整備室長連名により各関係地方機関長あて地図利用に関する著作権許諾の認識改善に係る再発防止に向けた通知文を発出し確認を求めるとともに、受注業者に対しては、地図を使用する場合には、利用規約に従い、著作権等の関係法令を遵守するよう指導を行いました。今後とも業務上で地図を利用する場合には適切に著作権許諾を確認するよう努めてまいります。

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 行政監査）に係る措置（様式2－3）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
4	土木部	長崎振興局 建設部 神浦ダム管理事務所	公用車運転前後に行うアルコールチェックについて、総務部長通知に基づいた確認及び記録が適正に行われていない。	所属長、運転者ともに検知器を使用したアルコールチェックの認識が不足していたものです。 このため、総務部長通知について7月15日に所属内で勉強会を実施して通知内容について再確認し、運転者は所属長に測定結果を提示すること、所属長は検知器を直接目視確認及び記録を徹底することとしました。
5	土木部	島原振興局 農林水産部 土地改良課 農林水産部 農村整備課 建設部 道路第一課 建設部 道路第二課 建設部 河港課	愛津原地区水源・加圧施設工事他4件における施工計画書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。	土木部建設企画課からの通知文書に従い対応しているところですが、一部資料について確認不足が生じておりました。今後は、通知文書を再度周知し、適切な対応を徹底してまいります。

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 行政監査）に係る措置【意見】（様式2－3）

番号	部局	機関名	内容	対応状況
1	総務部 全庁	人事課 関係各課	<p>○飲酒運転防止に関する取組の徹底について</p> <p>「交通法規の遵守等について」（平成26年7月24日付総務部長通知、最終改正 令和4年3月31日）において、業務で使用する公用車等の運転前後のアルコールチェックについては、「令和4年10月1日以降は、道路交通法施行規則の改正を踏まえ、アルコール検知器を用いて確認すること」とし、所属長は、アルコール検知器を常に正常に作動する状態にしておくこと」、「所属長は、『公用車等運転確認簿』に、確認日時、確認内容等を記録し、1年間保存すること」等とされているが、アルコール検知器を用いていない事例や、メーカーが定める精度保証期間を超えたアルコール検知器を使用している事例が見受けられた。</p> <p>このような不適切な事務の執行は、酒気帯びによる法令違反につながるおそれがあるため、同通知に基づく適切な対応を徹底されたい。</p>	<p>監査結果の意見を踏まえ、まずは全庁に周知するため、10月9日の主管課総括課長補佐・振興局管理部長会議において、監査における意見を共有し、改めて点検の実施を依頼しました。</p> <p>さらに、総務部長通知に、アルコール検知器による測定結果を所属長が目視で確認することや、アルコール検知器については、メーカーが定める取扱説明書に従って適切に使用・管理を行い、常に正常に作動する状態にしておくこと、併せて、センサーの精度については、使用回数に関わらず、時間とともに低下することに留意のうえ、精度保証期間経過後は速やかに買い替え等を行うこと等を追記して、10月17日付で全所属長あて通知したところであります、今後とも適切な対応に努めてまいります。</p>

長公委(会)第 2 号
令和 7 年 11 月 13 日

長崎県監査委員 下田 芳之 様
長崎県監査委員 研山 祐実 様
長崎県監査委員 松本 洋介 様
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏
(公印省略)

令和 7 年度普通会計定期監査結果（前期）に係る措置状況について（通知）

令和 7 年 10 月 1 日付 R07-21000-00463 にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

令和7年度 普通会計定期監査結果（前期 行政監査）に係る措置（様式2－3）

番号	部局	機関名	内容	措置状況
1	警察本部	警察本部	交通管制システム中央設備改修工事における完成図書等の地図において、著作権許諾に係る確認が不十分なまま受領している。	今後は、工事関係の成果物を受領する際は、地図の資料をはじめ、著作権に抵触するおそれのあるものについては、その都度、契約業者に確認を行い、適切に対応してまいります。